

# 津波発生時の避難行動を確認しましょう

☎八戸市災害対策課（0178-43-9564）

## 津波発生時は「原則徒歩避難」です

津波発生時は、徒歩避難が原則です。自動車避難容認者（近くに高台等がなく自力での避難が困難な高齢者や障がい者など災害時の避難行動に援助が必要な人（避難行動要支援者）や、市川、三八城・沼館・城下、江陽、小中野、柏崎地区の一部地域内の歩行速度 0.5m/秒の者（歩行困難者））以外は、自動車での避難を控えてください。

自動車避難容認者以外が車で避難すると渋滞が発生し、車で避難した多くの市民が命を落とす事態になる可能性があります。

徒歩避難する際の避難経路や避難先など、避難行動を確認しましょう。

## 津波の大きさによって、浸水想定区域・避難対象地域・初動で開設する避難所が異なることを知っていますか？

- ・大津波警報（予想される波の高さが3mを超える）
- ・津波警報（予想される波の高さが1mを超え、3m以下）
- ・津波注意報（予想される波の高さが0.2m以上、1m以下）

避難対象地域とは、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいい、津波浸水想定区域を考慮して指定されています。大津波警報、津波警報及び津波注意報それぞれの予想津波高に応じて津波浸水想定区域は異なるため、避難対象地域・初動で開設する避難所も異なります。

避難所に避難する場合は、警報の種類に応じて市が開設する避難所に避難してください。



八戸市ホームページ【津波発生時の避難行動を確認しましょう】

あなたが住んでいるところは、大津波警報・津波警報それぞれで

- ① 避難対象地域に入っているか確認しましょう
- ② 避難対象地域に入っている場合は、初動で開設する避難所を確認しましょう